

(令和7年6月30日発表)

「水害時緊急避難協力駐車場の使用に関する協定」の締結 (株式会社タカラ・エムシー様、有限会社新日邦様)

◆概 要	○近年、風水害が激甚化・頻発化する中で、市民の皆様の生活に欠かせない車両をどのように災害から守るかは、本市の災害対応に係る課題の1つでした。 ○このため、市が所有する公共施設を水害時の車両避難場所として提供する「水害時緊急避難公共駐車場」を設けるとともに、民間事業者の所有施設を水害時の車両避難場所として提供いただく取組「水害時緊急避難協力駐車場の使用に関する協定」を2024年9月に創設し、これまでに民間事業者4者と協定を締結し、2371台分の駐車スペースを確保しました。 ○このたび、株式会社タカラ・エムシー様から新たに協定締結のお申し出を、また、昨年協定を締結した有限会社新日邦様から対象店舗追加のお申し出をいただき、本年6月17日付で協定を締結しました。 ○今回の締結で、<u>避難車両の駐車可能台数は130台増加</u>し、「水害時緊急避難協力駐車場」は、13施設、駐車可能台数2,501台となりました。
◆参 考	○「水害時緊急避難協力駐車場」の追加施設と駐車可能台数 <u>新規</u> 株式会社タカラ・エムシー様：<u>フードマーケットマム高松店・30台、同曲金店・40台</u> <u>対象店舗追加</u> 有限会社新日邦様：<u>コンコルド清水大曲店・60台</u> ○2025年6月30日現在、市内の車両避難場所は以下のとおり (合計16施設、3,531台の駐車スペースを確保) ①「水害時緊急避難公共駐車場」 市の公共施設 3施設 計 1,030台 ②「水害時緊急避難協力駐車場」(合計13施設、2,501台) 有限会社新日邦様 2施設 計 238台 (<u>今回、1施設60台追加</u>) 株式会社アプライ様 4施設 計 704台 株式会社ABC様 4施設 計 1,289台 三菱地所プロパティマネジメント株式会社様 1施設 計 200台 株式会社タカラ・エムシー様 2施設 計 70台 (<u>今回、2施設70台追加</u>)

別紙資料 有(各社の協定書及び対象店舗一覧)

【問合せ】

◆危機管理局危機管理課(静岡庁舎新館3階)

◆担当：野崎、長島 ◆電話：054-221-1012

水害時緊急避難協力駐車場の使用に関する協定

静岡市（以下「甲」という。）及び株式会社タカラ・エムシー（以下「乙」という。）は、静岡市内において水害が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時等」という。）に、甲が市民の車両を一時的に避難させる水害時緊急避難協力駐車場（以下「車両の避難場所」という。）として乙の施設の一部（以下「本件施設」という。）を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において甲が本件施設を車両の避難場所として使用するに当たり必要な事項を定めることにより、被災者支援を円滑に行うことを目的とする。

（本件施設の提供）

第2条 乙が災害時等において、甲からの要請に基づき、車両の避難場所として提供する本件施設は、別表のとおりとする。

（車両の避難場所の範囲等）

第3条 本件施設を車両の避難場所として使用する場合の範囲及び収容台数は、災害時等の状況に応じ、甲、乙協議のうえ決定する。

2 前項に規定する場合の当該施設の運営は、乙が行うこととし、甲はこれに協力するものとする。

（期間）

第4条 甲が本件施設を車両の避難場所として使用する期間は、その目的の達成のため必要最低限の範囲で甲、乙協議の上、定めるものとする。

（費用）

第5条 甲が本件施設を車両の避難場所として使用するにあたっての費用は無償とする。

2 避難者が本件施設を破損若しくは汚損又は紛失したときは、これに係る修繕等の経費は、原則として甲が負担するものとする。

3 前項の規定による負担について疑義が生じたときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

（個人情報の保護）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

（訓練実施）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく被災者支援等を円滑に実施するため、協力して訓練を実施するものとする。

(緊急連絡先の通知)

第8条 甲及び乙は、災害時等の緊急連絡先をあらかじめ相手方に通知するものとする。
2 前項の規定により通知した緊急連絡先を変更した場合には、甲及び乙は、速やかに変更後の緊急連絡先を相手方に通知するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲、乙協議の上、別途定めるものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間が満了する日の1月前までに甲、乙いずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときは、期間が満了する日の翌日から1年間延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和7年6月17日

甲 静岡県静岡市葵区追手町5番1号

静岡市長

難 波 喬 司

乙 静岡県静岡市駿河区小鹿3丁目1番58号

株式会社タカラ・エムシー

代表取締役

上 野 拓

別表（車両の避難場所一覧）

1	施設名	フードマーケットマム高松店
	所在地	静岡県静岡市駿河区敷地1丁目1番5号
	車両の避難場所	フードマーケットマム高松店の平面駐車場のうち、乙の指定した部分
	備考	トイレ施設及び電源設備利用可能
2	施設名	フードマーケットマム曲金店
	所在地	静岡県静岡市駿河区小鹿3丁目1番58号
	車両の避難場所	フードマーケットマム曲金店の立体駐車場のうち、乙の指定した部分
	備考	トイレ施設及び電源設備利用可能

水害時緊急避難協力駐車場の使用に関する協定

静岡市（以下「甲」という。）及び有限会社新日邦（以下「乙」という。）は、静岡市内において水害が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時等」という。）に、甲が市民の車両を一時的に避難させる水害時緊急避難協力駐車場（以下「車両の避難場所」という。）として乙の施設の一部（以下「本件施設」という。）を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において甲が本件施設を車両の避難場所として使用することに当たり必要な事項を定めることにより、被災者支援を円滑に行うことを目的とする。

（本件施設の提供）

第2条 乙が災害時等において、甲からの要請に基づき、車両の避難場所として提供する本件施設は、別表のとおりとする。

（車両の避難場所の範囲等）

第3条 本件施設を車両の避難場所として使用する場合は、その範囲及び収容台数は、災害時等の状況に応じ、甲、乙協議のうえ決定する。

2 前項に規定する場合の当該施設の運営は、乙が行うこととし、甲はこれに協力するものとする。

（期間）

第4条 甲が本件施設を車両の避難場所として使用する期間は、その目的の達成のため必要最低限の範囲で甲、乙協議の上、定めるものとする。

（費用）

第5条 甲が本件施設を車両の避難場所として使用するにあたっての費用は無償とする。

2 避難者が本件施設を破損若しくは汚損又は紛失したときは、これに係る修繕等の経費は、原則として甲が負担するものとする。

3 前項の規定による負担について疑義が生じたときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

（個人情報の保護）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

（訓練実施）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく被災者支援等を円滑に実施するため、協力して訓練を実施するものとする。

(緊急連絡先の通知)

第8条 甲及び乙は、災害時等の緊急連絡先をあらかじめ相手方に通知するものとする。
2 前項の規定により通知した緊急連絡先を変更した場合には、甲及び乙は、速やかに変更後の緊急連絡先を相手方に通知するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲、乙協議の上、別途定めるものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間が満了する日の1月前までに甲、乙いずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときは、期間が満了する日の翌日から1年間延長することとし、以後も同様とする。

(旧協定の廃止)

第11条 令和6年5月31日付け甲乙間で締結した「災害時等における車両の避難場所の使用に関する協定」は廃止する。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年6月17日

甲 静岡県静岡市葵区迫手町5番1号

静岡市長

難 波 喬 司

乙 静岡県藤枝市田沼1丁目10番1号

有限会社 新日邦

代表取締役社長

飯 塚 邦 晴

別表（車両の避難場所一覧）

1	施設名	SUPER CONCORDE
	所在地	静岡県静岡市駿河区曲金七丁目 8 番 22 号
	車両の避難場所	SUPER CONCORDE の立体駐車場のうち、乙の指定した部分
2	施設名	コンコルド清水大曲店
	所在地	静岡県静岡市清水区東大曲町 8 番 33 号
	車両の避難場所	コンコルド清水大曲店の立体駐車場のうち、乙の指定した部分

【参考資料】

「水害時緊急避難協力駐車場」として利用可能な店舗の一覧

静岡市南部の地図を使用

● …株式会社タカラ・エムシー様運営施設の位置

新規

フードマーケットマム高松店



所在地：静岡市駿河区敷地1丁目1番5号
施設の構造：店舗＋平面駐車場（150台駐車可能）
利用可能箇所：平面駐車場の駐車スペースの一部
※避難車両の最大駐車可能台数：30台

新規

フードマーケットマム曲金店



所在地：静岡県静岡市駿河区小鹿3丁目1番58号
施設の構造：店舗＋立体駐車場3階建て（252台駐車可能）
利用可能箇所：立体駐車場の2階の駐車スペースの一部
※避難車両の最大駐車可能台数：40台

出典：静岡市防災情報マップ

【参考資料】
「水害時緊急避難協力駐車場」として利用可能な店舗の一覧

静岡市南部の地図を使用
● …有限会社新日邦様運営施設の位置

追加

コンコルド清水大曲店



所在地：静岡市清水区東大曲町8番33号
施設の構造：店舗＋立体駐車場4階建て（810台駐車可能）
利用可能箇所：立体駐車場の3階の駐車スペースの一部
※避難車両の最大駐車可能台数：60台

SUPER CONCORDE



所在地：静岡市駿河区曲金七丁目8番22号
施設の構造：店舗＋立体駐車場5階建て（556台駐車可能）
（1階～2階：店舗、3階～5階：立体駐車場）
利用可能箇所：立体駐車場の4階の駐車スペース
※避難車両の最大駐車可能台数：178台

